

廿日市市佐伯地域一般廃棄物処理業等 合理化事業計画の策定に係る確認書

本確認書（以下「本書」という。）は、下記当事者間において、令和8年度に策定予定の廿日市市佐伯地域一般廃棄物処理業等合理化事業計画（以下「合理化事業計画」という。）に基づく基本協定書及び覚書（以下「基本協定書等」という。）の締結に向けた内容を確認するために作成するものである。

（当事者）

第1条 本書における当事者は下記のとおりとする。

甲：廿日市市

代表者：廿日市市長 松本 太郎

乙：有限会社佐伯清掃サービス

代表者：代表取締役 小林 健二郎

（確認事項）

第2条 甲は、合理化事業計画の策定にあたっては、友和浄化センター及び浅原浄化センターの運転監視業務等を乙への支援対象業務として検討する。

2 甲及び乙は、合理化事業計画の策定及び基本協定書等の締結に向けて相互に誠意をもって協議するものとする。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、本書に関連して知り得た相手方の非公開情報を、第三者に開示または漏えいしてはならない。ただし、法令に基づき開示が求められる場合を除く。

（効力）

第4条 本書の効力は、本書締結の日から合理化事業計画の策定までの期間とする。



2 乙が著しく不誠実な対応又は、不正な行為等（甲又は甲の発注を受ける事業者等に対する不当な要求を含む。）が発覚した場合は、本書は無効とする。

（協議事項）

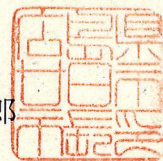
第5条 本書に定めのない事項または疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ、円満に解決するものとする。

以上、本書の内容を確認のうえ、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年3月27日

甲 廿日市市下平良一丁目11番1号

代表者 廿日市市長 松本 太郎



乙 廿日市市津田1038番地3

有限会社佐伯清掃サービス

代表取締役 小林 健二郎

